

1. 光ファイバ設備について地域毎に異なる接続料を設定することの是非

< N T T 東西殿意見 >

< P 4 >

2 (2) 光ファイバ設備は非規制とし、設備構築や料金設定についても、競争環境下における市場メカニズムに委ねるべきであると考えます。

電気通信事業者以外も含めて光ファイバの設備提供者は増加傾向にあり、設備ベースの競争が既に始まっている現状を勘案すれば、非規制として競争の進展を注視するに止めるべきであり、既に全国的な整備が完了しているメタル設備と同等の指定電気通信事業者規制を光ファイバ設備に対して課すべきではないものと考えます。

【弊社意見】

- ・上記意見については、昨年12月21日の「接続ルールの見直しについて」の第一次答申において、下記の通り考え方が示されており、また光のアンバンドルルールについては、現在、電気通信事業法施行規則および接続料規則の改正が行われようとしているところであると認識しております。弊社としましては、同答申(下記抜粋 参照)の通り、実行していただくよう要望いたします。
 - ・また、先日の報道によると、N T T 持株会社の出資により、光ファイバの敷設・管理を行うN T T 東西から設備を借りて通信業務を行う新会社(第二種事業者)を今秋にも設立する方針とのことですが(別途添付の「参考資料」参照)これが事実だとすると、現在実行されようとしている光ファイバ設備のアンバンドルルールからの脱法行為そのものであると認識しております。このような新会社についても、N T T 東西と同様に光ファイバ設備との接続に関する規制をかける必要があ
- < 「接続ルールの見直しについて」の第一次答申からの抜粋 >

P19 考え方(1) 光ファイバ設備を指定電気通信設備とすべきか否かについて

- ・加入者回線を現に設置している事業者は、その設備の敷設のための建物や管路、とう道、電柱などの基盤となる設備を保持していることから、加入者回線の更改や異なる設備との入れ替え等を事業者が新たに設置する場合よりも遥かに容易に行うことが出来る。
 - ・現在、このような線路敷設基盤の希少性等を考慮して、指定電気通信設備を設置している事業者が敷設する固定の端末系伝送路について、「光ファイバ設備かメタル設備か」といった設備の素材如何にかかわらずボトルネック性を認める考え方が採られてきているが、現時点でこの考え方を変更すべき特段の事情は認められない。
 - ・また、平成12年8月には接続の拒否を行ったN T T 東日本を対象として接続協議の開始命令を求める申し立てが他事業者より行われ、また、接続の請求に対して長期間回答が行われな
 - いとの意見を提出した事業者もいるなど、N T T 地域会社の光ファイバ設備と他事業者設備との接続が円滑に行われていると言える状況にはない。
 - ・加入者へのアクセスに関して、現在、指定電気通信設備の決定に際して採られている一定の方法で光ファイバ設備の回線数を集計すれば、平成11年度末現在において、N T T 東日本・西日本が全都道府県で少なくとも70パーセント以上の占有率を占めており、全国平均では85パーセントの占有率を占めていることが明らかとなっている。
- 以上により、光ファイバ設備は従前どおりメタル等の設備と区別せず、今後も指定電気通信設備の範囲に含めて据えていくことが適当である。

< N T T 東西殿意見 >

< P 5 >

2 (4) 光ファイバは、今後の競争環境の進展に応じて価格形成が行われていくことから、地域別の料金も事業者の判断で柔軟に設定可能とすることで、設備投資インセンティブと公正な競争条件が同時に確保されるものと考えます。

光ファイバは、設備ベースとサービスベースの双方とも、大都市圏を中心に競争が進展しており、将来的には地域別料金も指向せざるを得ないものと考えます。

当社としては、市場価格をベースとした料金を原則とし、当面は市場価格のないところではコストベース（ヒストリカルコスト）を基本とします。競争状況も勘案した料金設定（将来的には地域別料金を含む）とすることで、設備投資インセンティブが確保されるべきであると考えます。

【弊社意見】

- ・昨年12月21日の「接続ルールの見直しについて」の第一次答申（上記抜粋 参照）において、『「光ファイバ設備かメタル設備か」といった設備の素材如何にかかわらずボトルネック性を認める』とされていることから、光ファイバにおいてもメタル設備と同様、接続ルールが規定されるべきであると考えます。
- ・上記意見 に関して、光ファイバはN T T 東西が全国平均の85%の占有率を占めており、これについては同答申中（上記抜粋 参照）により明らかであります。
- ・上記意見 に関して、加入者回線部分の競争がほとんど進展していない現状において、光ファイバについて「市場価格をベースとした料金を原則とし、当面は市場価格のないところではコストベース（ヒストリカルベース）を基本」とした場合、一部の低コスト地域のみで接続料金の値下げが実現し、高コスト地域では値下げが実現されない又は値上げされることも想定されます。
この場合、低コスト地域と高コスト地域において、必要以上に接続料の格差が生じ、利用者の利用機会の均等が著しく阻害される恐れがあると考えます。
- ・よって、当面は、各地域会社内において一律料金（別会社である東西N T T に関しては別々に設定）が望ましいと考えます。
ただし、各地域会社の特定エリア内（弊社としては、「県単位」が適当と考えます。）において競争が生じた場合には、地域毎のコストに見合った接続料を設定することは問題ないと考えます。

2 . 接続関連費用の負担の考え方

(1) D S M - i について

< N T T 東西殿意見 >

< P 1 8 >

D S M - i は事業者要望に基づき個別に設置・専有するものであり、それにより便益を受ける事業者が個別に負担すべきと考えます。

- ・ D S M - i (相互接続伝送装置) とは、他事業者からの要望に基づき、他事業者の費用負担を前提に開発したものであり、現在当社で利用している方路設定装置 (モジュール B) を小容量化した装置です。
- ・ 他社には伝送路節約のメリットはあるが、当社は利用しないことから、コロケーションルールに則った他事業者設置をかねてより依頼してきたところです。
- ・ 他事業者が使用しなくなった場合に、当該設備の転用等効率的な運用ができないことから、当社が設置した場合であっても、要望事業者において個別に負担すべきものです。

【弊社意見】

- ・ モジュール B については基本機能として整理されており、これを少容量化した D S M - i が個別負担として整理されることについては問題があると考えます。なお、D S M - i は相互接続を行う事業者が複数事業社にて共同で利用しているものと考えられ、また、設備転用も可能であると認識しております。よって、D S M - i についても基本機能として整理されるべきであると考えます。

(2) 事業者間精算機能について

< (株) ディーディーアイ殿意見 >

< P 1 5 >

事業者間精算機能は、多数事業者間インタフェースと同様、他事業者の利用が将来ありうるものと考えます。

多数事業者間インタフェースの開発の契機となった当該接続形態の申入れ段階から、このような精算方法について要望して参りました。

N T T 地域市内交換機接続の開放に伴ない、これを円滑に進めるために必要となった側面があります。

番号ポータビリティにおける網改造費用は、基本機能と位置付けられたことから、既存の A C により負担することとなっております。

事業者毎のニーズのありなしでの判断ではなく、総合的な判断が必要と考えます。
従って基本機能として、既存の網使用料により回収する整理が望ましいと考えます。

< N T T 東西殿意見 >

< P 1 8 >

一部事業者の要因で特殊な事業者間精算方式となり効率的な運用が出来ない場合や、一部事業者との間においてのみ実施しているアクセスチャージ以外の項目(工

事費・手続費、ユーザ料金等)に係る事業者間精算方法の変更に係る費用については、費用負担の公平性から、当該事業者が個別に負担すべきと考えます。

< P 2 1 > 別紙 IV - 2

KDDI 殿の「接続ルールの見直しについて」に関するご意見は、具体的には「NTT 東西が回収する固定網発移動体着のユーザ料金とアクセスチャージの相殺による精算処理方式(*)を変更し、ユーザ料金とアクセスチャージの精算事業者を分離してほしい」という要望に基づくものと認識しております。

このことは、単に、事業者間精算フォーラムで整理されているアクセスチャージ請求先の変更ではなく、従来から実施しているユーザ料金とアクセスチャージの相殺による精算処理方式を変更することに当ります。

今回の要望については、他の実現方法(例えば、要望する特定事業者のシステムの変更による分離も可能)もある中で、特定の事業者がその利便性向上のために当社に要望している機能追加であること及び当社の効率的な運用が困難になることから、当該機能を利用する事業者の個別費用負担とすることが適当であり、全ての事業者が費用負担するのは不相当であると考えております。

【弊社意見】

- ・(株)ディーディーアイ殿の意見に賛同致します。ディーディーアイ殿ご指摘の機能は、事業者間精算フォーラムにおいて整理されている「請求先の変更」に該当するものと考えられ、従来の事業者間精算システム同様「基本機能」として整理されるべきと考えます。

(3) GC 接続におけるあふれ呼の IGS 迂回機能について

< (株)ディーディーアイ殿意見 >

< P 1 6 >

GC 接続に係る IGS 迂回機能は、前頁のように、GC 接続における二重帰属の役割を果たすものでありますが、本機能は、個別機能として平成 10 年 6 月 19 日付けで既に届出されております。

一方、ZC 接続における二重帰属(主にソフトウェア費用)については、基本機能としてアクセスチャージに含まれております。

弊社では、両者の整合性等の観点から、GC 接続に係る IGS 迂回機能は、基本機能であると整理していただきたいと考えます。

【弊社意見】

- ・(株)ディーディーアイ殿の意見に賛同致します。
また、IGS への迂回機能は、GC 接続を行う上で不可欠な機能であり、GC 接続を可能とする以上、GC 交換機の「基本機能」として位置付けられるべきものと考えます。

(4) 加入者交換機機能メニューについて

< (株)ディーディーアイ殿意見 >

< P 1 7 >

「基本的な接続機能」の条件を充たす必須条件としては、他事業者に対して共通に利用可能であることが、重要な条件であると考えます。

近年ユーザの高度サービスに対する要望は、多種多様化してきており、電気通信事業者はこれに答えるべく、また今後の電気通信業界の更なる発展のためにも、信号網接続による機能メニューは重要な位置付けを担うものと理解しております。

従って、基本的な接続機能を提供するために発生するネットワークの改造費用であり、ネットワーク本来有すべき機能を備えるための費用として、接続ルール見直しの場において整理していただきたいと考えます。

【弊社意見】

- ・(株)ディーディーアイ殿の意見に賛同致します。

弊社意見書でも述べている通り、加入者交換機機能メニューについては基本機能として整理すべきであると考えます。

(5) トラヒック保証・最低利用期間について

< N T T 東西殿意見 >

< P 1 9 >

当社は、中継系事業者の市内参入を始め、多くの事業者からの接続要望に応えるために多くの設備投資を行っております。

当該設備の構築後、当該事業者のトラヒック実績が予測値に満たなかった場合、あるいは、G C 接続と I C 接続の変更が頻繁に発生した場合、過剰となった設備コストは長期増分費用方式ではモデルに見込まれておらず、「トラヒック保証」や「最低利用期間」を設定することで、当該事業者に応分の負担をしていただく必要があると考えます。

仮に応分の負担がいただけないとした場合、当社としても過剰設備防止のための他事業者要望について「査定」等が必要になり、無用のトラブルの種ともなりかねないと考えております。

【弊社意見】

< 「トラヒック保証」について >

- ・仮にトラヒック実績が予測値に満たなかった場合、当該事業者に対し応分の負担を要することは、新規事業者の参入規制につながると考えます。また、逆に N T T 東西の設備が接続事業者要望を満たしていない場合呼損等の事態が発生いたしますが、何ら保証がなされるものではありません。弊社としては、従来の整理と同様、上記意見のようなトラヒック保証制度を導入すべきでないと考えます。

< 「最低利用期間」について >

- ・ G C 接続から I C 接続への変更は、N T T 東西の中継伝送機能（専用型）が長期増分費用による中継伝送機能（共用型）に比して高額なことから、経済的な判断に基づき、接続形態の変更が不可避な状況となっております。このような状況は、中継伝送機能（専用型）に長期増分費用が適用されていないことに起因しており、他事業者にそのリスクを負担させることは賛同できません。中継伝送機能（専用型）に長期増分費用が適用されれば、G C 接続から I C 接続への頻繁な変更はおこらないと考えます。以上の事から、上記意見のような「最低利用期間」を設けるべきでないと考えます。

3 . その他

< P 3 >

1 (3)

接続ルールは既存の全国整備された設備のオープン化を目的に制度化されたものでありますが、I P 系を中心に電気通信分野の競争環境は激変しており、この新たな分野に対しては、設備のボトルネック性は存在しないことから、既存の接続ルールを適用すべきではなく、基本的には市場競争に委ねるべきと考えます。

【弊社意見】

- ・ 上記意見については、昨年 1 2 月 2 1 日の「接続ルールの見直しについて」の第一次答申において、下記のとおり考え方が示されており、I P 系サービスについては「指定電気通信設備の見直し」として、現在、省令改正が行われようとしているところであると認識しております。

弊社としましては、同答申（下記抜粋参照）の通り、実行していただくよう要望いたします。

また、指定設備の範囲についての弊社意見は、電気通信事業法施行規則および接続料規則の改正案に関するパブリックコメントにおいて提出させていただいております。

< 「接続ルールの見直しについて」の第一次答申からの抜粋 >

P26 考え方 (1) 指定電気通信設備と役務の種類

(ア) 端末系交換等設備、(イ) 中継系交換等設備、(ウ) 市内伝送路設備、(エ) 中継系伝送路設備、(オ) 情報の管理・役務の制御を行うための設備、及び(カ) その他の不可欠設備について、以下の理由等で、役務に関係なく設備自体にボトルネック性が認められることから、基本的に指定電気通信設備と位置付けることが適当と考えられる。

- ・ データ伝送役務に使用される設備については、適正な条件でアンバンドルされなければ他の事業者と N T T 東日本・西日本との間で公正競争条件が確保されない可能性がある。例えば、N T T 東日本・西日本がフレッツ I S D N などのデータ伝送役務の提供のために用いている伝送路設備はアンバンドルがなされていないことから、他の事業者が同等の条件で提供を受けられる状況が確保されておらず、N T T 東日本・西日本と他の事業者との間でイコールフットイング上の問題がある。

以上

光ファイバー新会社

NTT今秋にも設立へ

NTTは二十四日、NTT東日本、西日本、NTTドコモなどと光ファイバーの中核企業として、光ファイバー事業を専門に手がける新会社を今年秋にも設立する方針を固めた。NTTが持つ株式が出資し、持ち株会社やグループ各社から光ファイバーの技術者や担当者を集める。光ファイバーの敷設と管理はNTT東日本と西日本に任せ、新会社は設備を備えて通信業務を行う第一種事業者となる。

新会社の設立は三月下旬にまとめるNTTグループ経営三か年計画に盛り込まれる予定だ。光ファイバーは、光信号を伝達するガラスやプラスチックを素材とする細い線で、通常の電話線より百〜千倍以上速い超高速ネットワークが可能となる。個人情報技術（推進に欠かせないインフラ（社会基盤）と言われ、政府は二〇〇五年までに二千万世帯への普及を目指している。

NTTによる光ファイバー一帯の敷設は、現在、四世帯に二か所の割合で設けられた中継ポイントまでの整備

事が全国で43%に達している。NTTは次世代の通信は、光ファイバーが中心になると見込んでおり、新会社を次世代通信を担う中核企業に位置づけている。

新会社は、光ファイバーによる超高速ネットワークを全国で行うほか、映画や音楽など大容量のコンテンツ（情報の中身）配信など、新規事業を幅広く手がける。光ファイバー技術を生かした企業向け情報通信システム事業などにも進出する方針だ。特に、ネット

開することで、デジタル・ダイバイド（情報格差）も正も進める考えだ。光ファイバーによる家庭向けネット接続サービスは、超高速の光ファイバーの基所を生かせるコンテンツが少なくことから、あまり普及しておらず、サービスの向上と量の拡大が課題となっている。

読 売

13.2.25